鹿沼市告示第251号

地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第２０条の２及び鹿沼市税条例(昭和３０年鹿沼市条例第５号)第１８条の規定により、次の納税者に係る市県民税の還付通知書を公示送達する。

なお、公示送達をした還付通知書は、鹿沼市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１３日

鹿沼市長　松　井　　正　一

記

No.	氏　名
1	CRUZ KOBE BRAYANT MARCIAL